

指定認知症対応型通所介護契約書

_____様(以下、「利用者」といいます)と舟渡高齢者在宅サービスセンター(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型通所介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう認知症対応型通所介護を提供し、利用者または利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

1. この契約の契約期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から要介護認定の有効期限満了日までとします。
2. 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(認知症対応型通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「認知症対応型通所介護計画」を作成します。事業者はこの「認知症対応型通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し、同意・了承後、複写を交付致します。

第4条(認知症対応型通所介護の提供場所・内容)

1. 通所介護の提供場所はケアポート板橋の1階及び2階です。(入浴は3・4階となります)
所在地及び設備の概要は【重要事項説明書】の通りです。
2. 事業者は、第3条に定めた認知症対応型通所介護計画に沿ってサービスを提供します。事業者は認知症対応型通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条(サービスの提供の記録)

1. 事業所は、認知症対応型通所介護の実施毎に、サービスの内容等を連絡帳に記入し、利用者に交付します。
2. 事業者は、ケース処遇記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
3. 利用者及びご家族は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のケース記録を閲覧できます。
4. 利用者及びご家族は、当該利用者に関する第2項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条(料金)

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に送付します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに自動引落とし又は、現金にて支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第 7 条(サービスの中止・変更・追加)

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス提供日の前日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合(利用当日に連絡を頂けない場合も同様)は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第 6 条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、認知症対応型通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。
4. サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振替えることが出来ます。但し、定員数分の予約が入っている日には振替できませんのでご了承ください。

第 8 条(料金の変更)

1. 事業者は、利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。(但し、更新・区分変更等による介護度変更の場合を除く)
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第 9 条(契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合。
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が、要支援・非該当(自立)と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合

第 10 条(秘密保持)

- 1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後(退職後)も同様です。
- 2. 事業者は、利用者ご家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。

第 11 条(身体拘束の禁止)

法人規定『身体拘束等の排除の理念及び方針』に基づき、利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。

第 12 条(事故発生時の対応)

サービスの提供中において、事故が発生した際には速やかに関係者・部署への連絡、及び緊急を要する場合には救急対応・主治医への連絡を行うものとする。また事故の詳細については記録を残すと共に、再発防止に努めることとする。

第 13 条(緊急時の対応)

事業者は、サービスの提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 14 条(賠償責任・免責事由)

- 1. 事業者は、サービスの提供に際して、事業者の故意又は過失によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をおこないます。ただし、当該事故の発生につき、利用者の側に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- 2. 本契約の有効期間中に利用者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合、その損害に対する事業者の賠償責任は免除されるものとします。
 - ① 利用者が契約締結時にその身体の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する事業者からの聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 利用契約者が、事業者もしくは事業者の職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ⑤ 天災・地震等の不可抗力に専ら起因して損害が発生した場合。

第 15 条(連携)

1. 事業者は、認知症対応型通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約書の写しを必要に応じ介護支援専門員に送付します。
3. 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを必要に応じて介護支援専門員に送付します。なお、第 9 条 2 項または 4 項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第 16 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、認知症対応型通所介護に関する利用者の 要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 17 条(本契約に定めのない事項)

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 18 条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 19 条(協議事項)

この契約に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

(利用者との関係)